

'16年第2回定例市議会 阿部はるまさの5つの討論

市政は市民の暮らし、健康、安全を守るべき

阿部治正は、第2回定例市議会（6月2日～22日）において5つの討論を行いました。いずれも市民の暮らし、健康、安全、そして市民が主体の市政とは何であるかという問題にとって極めて重要な討論です。要旨をご紹介します。

■国による自治体財政締め付けは許しません！

「流山市税条例等の一部改正」に対する反対討論

2017年4月からの法人市民税における「法人税割」（注1）の9・7%から6%への引き下げは、同時期に消費税率を10%へと引き上げることを前提に行われるはずでした。消費増税が、国から地方への交付税の不交付団体と交付団体との税収格差を広げてしまう。だから、国税として新たに「地方法人税」を創設し、「法人税割」の引き下げ分をここに集め、これを地方間の財政力格差是正の財源とするのだ



地方への配分は削ります。市民サービスは消費税で。

国は大企業減税や軍拡に専念。

と言われました。ところが、先ず、この消費税増税という前提が、広範な国民の批判と、国政与党の迷走により、崩れてしまいました。また国から自治体に再配分される「地方交付税」（注2）も、いわゆる「トップランナー方式」、つまり民間委託や指定管理者制度などの活用で削減した経費を標準として地方交付税にむすびつける方式によって、経費削減に励んだ自治体の取り組みが算定に取り入れられることとなります。

自治体間の税収格差の是正は必要です。しかし、それは本来、政府の責任で財源を保障することによって、そして適正な交付基準の設定や交付税率の引き上げによって行われるべき。政府が押し進めるやり方は、所得の少ない人により大きな負担を強いる消費税を地方財政の主財源に据える動き、また自治体間で安上がり委託を競わせて自治体への配分、地方交付税を引き下げることにも繋がります。

軽自動車税の関連では、「グリーン化特例」の1年延長、「環境性能割り」の新設が反映されています。しかしこれらも、消費税の増税が自動車購入を縮小させる中、自動車

産業からの新車買替え需要を喚起させよとの要求を受けたもの。また減税分を埋める新財源の手当もなされず、マイカー需要の喚起と求められている公共交通の充実策とのチグハグ、自動車販売量の増加とCO2排出削減策との矛盾なども無視できません。総じて、日本経済の健全な発展とも、自治体財政の安定的な運営とも無縁な政策です。

「わがまち特例」として、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電などの固定資産税の軽減策がとられてはいますが、上で述べた問題点を帳消しにはできません。

注1 「法人税割」 法人税額を基準として、法人が納める税金のこと。法人住民税の1つ。法人税割額は、法人税額に税率を乗じた金額となる。
注2 「地方交付税」 国税である所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税のそれぞれの一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行なうべき事務を遂行することができるように国が交付する税。

■個人情報漏洩の不安ぬぐえず、潤うのは一部IT業界

「マイナンバー条例の一部の改正」に対する反対討論

今回の条例改正案の目的は、表向き言われている難聴児への補助対象を拡大することではありません。それとは全く別個の政策目的、つまり補助対象の拡大に合わせて、それをマイナンバー制度にリンクさせたいとの政策意図にもとづくもの。つまり、マイナンバーに関して、流山市独自の利用をさらに拡大しようとするものです。

難聴児への補助対象の拡大はマイナンバーとは無関係に可能であり、むしろマイナンバーと切り離して実

施した方が合理的。マイナンバー制度は、行政を効率化させて市民にも恩恵をもたらすと言いはやされましたが、実際の行政実務の現場では、事務を煩雑化させ、事務量を増大させるばかりで、行政にも市民にも、何の恩恵ももたせていません。そもそも、全住民を対象にした制度を標榜しながら、いまだにマイナンバーカードの発行は、申請した者の半数の者にしか及んでいません。総務省が万全・完璧だと請け負ってきたITシステムの不具合が主な原因です。



マイナンバー制度で個人情報が一元管理されることに対して、国民の不信と不安はなんら解消されていません。個人の医療・病歴情報、銀行口座の情報等々にまでリンクが拡大していくことについて、多くの専門家が情報漏洩が起きたときの被害は取り返しのつかない規模だと、危険性を指摘しています。

政権に近いIT企業にとってはカネのなる木。打ち出の小槌。



マイナンバー制度は、徴税強化や社会保障費の抑制、IT関連企業へのテコ入れを狙った政府や産業界の思惑から出発したもので、国民には不利益ばかりもたらす厄介者となっています。マイナンバー制度に対して阿部治正が議会で指摘してきた問題点と矛盾が次々と浮き彫りになってきています。そうした中、マイナンバーの利用範囲をさらに拡大するのは問題です。マイナンバー制度は中止・凍結し、廃止への検討を行うこと、そのような意見を国に対して突きつけていくことこそ自治体に課せられた市民への責任です。

マイナンバー制度に対して阿部治正が議会で指摘してきた問題点と矛盾が次々と浮き彫りになってきています。そうした中、マイナンバーの利用範囲をさらに拡大するのは問題です。マイナンバー制度は中止・凍結し、廃止への検討を行うこと、そのような意見を国に対して突きつけていくことこそ自治体に課せられた市民への責任です。

マイナンバー制度は、徴税強化や社会保障費の抑制、IT関連企業へのテコ入れを狙った政府や産業界の思惑から出発したもので、国民には不利益ばかりもたらす厄介者となっています。

マイナンバー制度に対して阿部治正が議会で指摘してきた問題点と矛盾が次々と浮き彫りになってきています。そうした中、マイナンバーの利用範囲をさらに拡大するのは問題です。マイナンバー制度は中止・凍結し、廃止への検討を行うこと、そのような意見を国に対して突きつけていくことこそ自治体に課せられた市民への責任です。

■「名誉」の意味はき違え、一部の市民に特権付与

「流山市名誉市民条例の制定」に対する反対討論

各地の自治体で施行されている名誉市民条例は、アメリカなどの制度を模倣したのと言われています。ご本家のアメリカなどでは、「名誉市民条例」の中の「名誉」とい

う言葉には、しっかりとした明確な意味が込められています。つまり、特権などを伴わない、特権とは無縁だ、ということを重要な意味内容としています。

ところが、本市の条例案では、名誉市民に対して、「証書及び記念品の贈呈」はともかく、「各種式典への招待」「相当な礼をもってする弔慰」で遇するとあります。また当局の答弁では、「名誉市民の名前を冠したスポーツ大会などの開催」の案までが示されました。これらは、他の市民には与えられない、まごうこと無き特権であり、「名誉」の言葉に反した処遇です。名誉市民称号の制度が、どのような思想の下で誕生したかについての歴史も知らず、ただ形だけを真似ようとするから、こういう滑稽な話になってしまいます。

条例案では、市長・副市長・市の幹部職員の経験者、あるいは元議員などの政治家を対象から除外することは明記されていません。多くの自治体で、名誉市民の称号の付与をめぐって、市民や議会の中で議論が起きています。特に、政治家などが候補に挙げられたときには、政争の種にさえなっています。流山市でも十分に想定されるそうした光景は、市民自治を目指す流山市、相互に対等平等な市民が、自由闊達な議論を交わしながら新しいコミュニティをつくり出していこうとする流山市にとって、全く似つかわしくない光景です。

オリンピックに出場した市民、有名な文学賞を受賞した市民などなど、多くの市民が賞賛するであろう人、すでに一般社会からの高い評価を得ている人などを選ぶのだと、市は弁解するのかもしれない。しかしだとするならば、そもそも新たな表彰制度そのものが

「名誉」の意味はき違えた、一部の市民への特権付与はダメ！



すでに高い尊敬と評価を受けている人を、改めてわざわざ小さな自治体、特に文化の興隆面で権威があるわけでもない流山市が、「その功績と榮譽をたたえ」ることで、「流山市に対する誇り及び郷土愛の高揚」などという特別な効果が発生することは想定できません。もしそうした効果が発生するかに考えているとすれば、それはこの称号を付与する立場にある人の単なる自惚れ、自己満足に過ぎません。実態はといえば、おママごとのような「表彰ごっこ」、「名誉市民ごっこ」に過ぎないことに気づくべきです。

市民の対等平等性に反する条例案、旧態依然の行政への郷愁を示すかのような条例案にはきっぱりと反対の意思を表明します。